

▲▼ 宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業 ▼▲

☆ 補助金申請の手引き 令和4年(2022年)度 ☆

1 補助金制度の目的

この制度は、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要項に基づき、住宅におけるエネルギー自立化を促進し、地球温暖化防止を図ることを目的として、住宅用太陽光発電及び蓄電設備を同時に設置する場合に限り、設置費用の一部を補助するものです。

2 補助金の対象となる方

- (1) 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月17日まで（以下、対象期間という。）に、宇治市内に、自らが所有し、かつ居住する、戸建専用住宅に対象設備を同時に設置する人、または、対象設備を設置した戸建専用住宅を、自ら居住する目的で取得する人。（必ず、事業開始前に申請してください）
 - ※ 小規模店舗等が併設されている場合は、店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満であれば、補助対象となります。
 - ※ 同時とは、対象期間内に両方の設備が設置されるもののことを指します。
 - ※ 対象期間内に、工事完了に伴う手続き（住民票や登記の登録や、売電する場合は電力受給契約など）を全て完了し、設備を使用開始する必要があります。
 - ※ 対象設備付きの住宅を購入する場合も対象になります。どちらか一方の設備しか設置されていない住宅を購入する場合は、対象期間中に購入ともう一方の設備を設置すれば対象になります。（ただし、申請前に住宅を購入した場合は対象外です。）
- (2) 市税に滞納が無い方
 - ※ 過去の未納を分割して納付している場合も、完納するまでは滞納になります。
- (3) 過去にこの補助金を受けたことの無い方

補助金の対象とならない場合の例

- 申請よりも前に、すでに一方の設備が設置されている住宅に、もう一方の設備を後から設置した場合。（同時設置でないとき）
- 申請よりも前に設置工事を開始したとき。
（太陽光発電設備・蓄電設備付き住宅を購入する場合は、必ず事前にお問い合わせください）。
- 対象期間中に設置工事と必要な手続きが完了しなかったり、購入契約ができなかった場合。
- 展示、販売、貸与、譲渡、質入等を目的として設置した場合。（居住していないとき）
- 建築物や、それに付随する設備に関する届出手続きや、設置基準等に不備がある場合。
（宇治市風致条例や宇治市景観計画等）
- 集合住宅や、事務所等、戸建専用住宅以外に設置した場合。
- 借家等、所有していない住居に設置した場合。
- 過去に補助金を受けたことのある住居に、再度対象設備を設置した場合。

3 補助金の対象となる設備（エネファーム（燃料電池）は補助金の対象ではありません）

住宅用太陽光発電設備

- (1) 最大出力の合計値が2 kW以上、10 kW未満であること。
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が、太陽光発電設備メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。
- (3) 保証開始日が申請日の前後一年以内であること。
- (4) メーカー等によって設置後のメンテナンス体制が用意されていること。

住宅用蓄電設備

- (1) 蓄電容量が1 kWh以上の、住宅用であること。
- (2) 上記の太陽光発電設備と接続され、その発電する電力を充放電する設備であり、蓄電池部、インバータ、コンバータ及びパワーコンディショナ等の電力変換装置が一体的に構成されていること。
- (3) 日本産業規格に掲げる密閉型小型二次電池の安全性、その他関係法令が定める安全基準を満たしていること。
- (4) 設置後のメンテナンス体制や充放電能力がメーカーによって出荷後も保証されており、かつ、保証開始日が申請日の前後一年以内であること。

補助金の対象とならない場合の例

- ・住宅用ではない設備（自動車搭載用等）。
- ・中古品等で、保証期間が基準を満たしていない場合。
- ・一般に市販されていないもの。（自作品等）
- ・設置した対象設備や住居が、他人の土地に越境している場合。（土地所有者の承諾が必要）
- ・過去に申請を受けたことのある設備や住居で、別に申請があったとき。
- ・対象設備の所有権が申請者に帰属しないとき。（レンタルやリース、所有権留保契約のローン等で所有権が申請者に移転しない場合は、補助の対象となりません。）
- ・申請後に、市長の承認を得ずに事業内容を変更した場合。
- ・自宅の敷地以外の場所に設置した場合。
- ・その他、法令違反がある等、補助金を交付するのが適当でないと市長が認めた場合。
（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、浄化槽法等）

注意事項!! 補助金が交付されない場合

- ・令和5年3月17日までに、工事や届出等が全て完了しない場合。
- ・設置した住居の住民となった日（住民登録の異動日）が、令和5年3月17日を過ぎた場合。（住民にならないと事業の終了になりません。）
- ・申請前や、申請後の補助金交付決定前に工事を開始したり、設置している場合。
- ・予算に不足が生じた場合。（交付決定の先着順に交付されます。）
- ・申請後、書類の不備等により、30日を過ぎても交付決定できない場合。
- ・自宅（自ら所有し、かつ居住する戸建専用住宅）以外に設置した場合。
- ・借家や集合住宅に設置した場合。

4 補助金の交付額

補助金額は、以下の(1)と(2)を合計した額とします。

(ただし、それぞれの設備について、補助金の対象となる必要経費の2分の1を超えるときは、2分の1までとします。)

(1)太陽光発電設備

太陽電池モジュールの公称最大出力値に1kW当たり1万円を乗じて得た額。
(上限 4万円。)

(2)蓄電設備

蓄電容量に1kWh当たり2万円を乗じて得た額。
(上限 12万円。)

合計上限 16万円

例 8kWの太陽光発電設備と、5.63kWhの蓄電設備を設置した場合
(太陽光発電設備) 8kW × 1万円 = 4万円(上限4万円)
(蓄電設備) 5.63kWh × 2万円 = 11万2千円(千円未満切り捨て)
補助額合計 4万円+11万2千円=15万2千円

※ 両方の設備の補助金とも、千円未満は切り捨て。

補助金の対象となる必要経費の例

- 対象設備の本体価格
- 設置工事費用
- 設置のために必要となる安全対策費用(足場組や防音壁等)
- 設置箇所の防水や、設置箇所の補強等の費用(屋根の補強等)

※ 全て消費税を含みます。

補助金の対象とならない経費の例

- 企業のポイントや仮想通貨、商品券等での経費のお支払い
- 対象設備の移送費用
- 対象設備以外のものの設置、建築、整備、補修等に要する費用
(住居部分の建築やリフォーム、クリーニングに要する費用、外構工事費用等)
- 各種手続きに関する手数料等(書類の交付費用、所有権移転に関する費用、税金、ローンの金利等)
- 対象設備のメンテナンスや保証に関する費用(長期保証特約等)
- すでに設置済の設備の補修や移設に関する費用。
- 付属品、オプション等の費用(スマートメーター、予備部品等)

★ 補助金申請のながれ ★

事前相談

補助金の交付に必要な要件等の確認をしておく。

申請までにやっておくこと

(1) 準備する添付書類(別途申請書が必要)

準備する添付書類 ・住宅周辺図

- ・工事請負契約見積もり書等の写し

(工事の開始・終了予定日及び補助対象経費の内訳が分かるもの)

- ・仕様書(対象設備の型式、規格、性能及び、保証内容のわかるもの)
- ・市税に滞納のない証明(転入の場合は転入前の市区町村のもの)
- ・承諾書(申請者と土地の所有者が異なる場合や、共有名義の場合)

住宅に対象設備を新たに設置する場合や、
対象設備付き住宅を新築する場合
(第1号事業)

準備する添付書類 ・住宅周辺図

- ・売買契約見積もり書等の写し

(引き渡し予定日、契約内容及び補助対象経費の内訳が分かるもの)

- ・仕様書(対象設備の型式、規格、性能及び、保証内容のわかるもの)
- ・市税に滞納のない証明(転入の場合は転入前の市区町村のもの)
- ・承諾書(申請者と土地の所有者が異なる場合や、共有名義の場合)

対象設備付住居を新たに購入する場合
(第2号事業)

準備する添付書類 ・住宅周辺図

- ・工事請負契約見積もり書等の写し

(工事の開始・終了予定日及び
補助対象経費の内訳が分かるもの)

- ・売買契約見積もり書等の写し
(引き渡し予定日、契約内容及び補助対象経費の内訳が分かるもの)
- ・仕様書(対象設備の型式、規格、性能及び、保証内容のわかるもの)
- ・市税に滞納のない証明(転入の場合は転入前の市区町村のもの)
- ・承諾書(申請者と土地の所有者が異なる場合や、共有名義の場合)

対象設備の一方がすでに設置された住居を購入し、
同一年度内にもう一方の設備を新たに設置
する場合(第3号事業)

(2) 建築物等に関する届出や適合基準の確認

- ・工事の申請は済んでいますか？
- ・他人の土地に越境したりしていませんか？
- ・対象期間内に工事が完了し、設置後の手続きなども完了しますか？
- ・対象期間内に住居の引き渡しを受けて、居住開始できますか？
- ・保証期間や性能などは要件に合っていますか？
- ・宇治市風致地区条例や宇治市景観計画に必要な届出などはしていますか？

補助金交付申請

補助金交付申請

※環境企画課窓口または郵送（到達日が確認できる方法）
ただし、先着順につき、窓口での申請を優先します。

補助金交付申請書類の提出

- 補助金交付申請書兼同意書 と 上記の必要書類
- その他必要な書類がある場合は、追加の書類
- 申請書は同意書を兼ねているので、自筆・押印が必須です。

30
日
以
内

注意事項

- ・必ず、設置工事や、住居の購入をする前に申請してください。
事後に申請されたものは補助金の対象外です。
- ・申請は先着順です。必要な書類が全てそろった状態で、申請を受理します。
- ・申請しただけでは、補助金が確保されたことにはなりません。
- ・メールでは受理できません。念のため、印鑑を持参してください。

審 査

補助金交付決定通知

補助金不交付決定通知

事業の開始（工事着工）

事業計画変更承認申請（変更があった場合）

事業の終了（工事完成・引き渡し）

事業計画変更可否通知

30日以内

又は

令和5年3月17日のい
ずれか早く到来する日まで

事業終了報告

※ 3月17日※

注意事項

- ・必ず、3月17日までに、事業を終了させてください。
3月17日に工事が完了しない場合や、必要な届出などの手続きが終わっていない場合、住民となった日(住民登録の異動日)が令和5年3月18日以降の場合は、補助金交付されません。
- ・事業が終了したら、30日以内又は令和5年3月17日のい
ずれか早く到来する日までに、終了報告をしてください(郵送可)。
- ・申請した事業計画に変更がある場合は、事業計画承認申請をしてください。(設置する設備の種類・数量変更など)

事業終了報告までにやっておくこと

(1) 必要な手続きなど

- 住居の完了検査、景観に係る完了報告などの、建築物に係る手続き。
- 必要な料金などの支払い。（領収書や明細などが、後で必要になることがあります。）
- 住民登録をして、実際に居住すること。
- 土地や住居の登記（申請者本人の所有する住居以外には、補助金は交付されません。）

(2) 準備する書類

- 契約書等の写し（対象設備の設置日や、住宅の購入日等が分かるもの）
- 登記事項証明書、固定資産税納税通知書など（建物と土地の所有者を証明する書類）
- 回路図等と写真（蓄電池が太陽光発電設備と接続していることが分かる書類と、対象設備の設置状態を示す写真）
- 電力受給契約のご案内等（電力受給契約をしている場合は、その内容がわかる書類）
- 領収書または、割賦販売契約書や、割賦販売支払い証明書（宛名は必ず本人氏名であること）
- 明細書（太陽光発電設備と蓄電設備それぞれの内訳がわかるもの）
- 保証書（保証開始日や保証の内容、保証する設備が記載されているもの）
- 住民票の写し（3か月以内のもの）

電力受給契約のご案内

再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約内容のお知らせ

「再生可能エネルギー発電促進に関する法律（再生可能エネルギー法）」に基づき、再生可能エネルギー発電設備の設置に際しては、電力供給契約の締結が義務づけられています。

【ご契約の概要】
 契約期間：2017年7月1日～2017年7月31日
 契約容量：20kW
 契約種別：太陽光発電設備との併用契約

項目	内容
契約容量	20kW
契約種別	太陽光発電設備との併用契約
契約期間	2017年7月1日～2017年7月31日
契約開始日	2017年7月1日
契約終了日	2017年7月31日
契約容量	20kW
契約種別	太陽光発電設備との併用契約
契約期間	2017年7月1日～2017年7月31日
契約開始日	2017年7月1日
契約終了日	2017年7月31日

※ 本契約は、再生可能エネルギー発電設備の設置に際しては、電力供給契約の締結が義務づけられています。また、本契約は、再生可能エネルギー発電設備の設置に際しては、電力供給契約の締結が義務づけられています。

